

○建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同条第四項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第一 施行規則第六条第一項並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備並びに給水設備及び排水設備について国土交通大臣が定める検査の項目は、別表第一(イ)欄に掲げる項目のうち一項(九)から(十一)まで及び(十七)から(二十三)まで、別表第二(イ)欄に掲げる項目のうち一項(十八)、(十九)、(三十九)及び(四十)並びに別表第四(イ)欄に掲げる項目のうち三項(五)とする。

第二 定期検査及び定期点検は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項(ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第六条第二項又は第六条の二第一項に掲げる検査若しくは点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一 換気設備 別表第一

二 排煙設備 別表第二

三 非常用の照明装置 別表第三

四 給水設備及び排水設備 別表第四

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた建築物で、当該認定に係る同条第二項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行つたときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

一 国土交通大臣が評価を行つた場合 施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書

二 法第七十七条の五十六第一項の規定により指定を受けた者が評価を行つた場合 建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第六十三条第一号に規定する図書

三 法第七十七条の五十七第一項の規定により承認を受けた者が評価を行つた場合 省令第七十九条において準用する省令第六十三条第一号に規定する図書

第三 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一 換気設備 別記第一号

- 二 排煙設備 別記第二号
- 三 非常用の照明装置 別記第三号
- 四 給水設備及び排水設備 別記第四号

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

別表第一

第一法第二十八項又は第三項に基づき				
(二)		(一)		
		機械換気設備	(イ)検査項目	
		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	(ロ)検査事項	
外気取り入れ口及び排気取り入れ口の取付けの		外気取り入れ口及び排気取り入れ口への雨水等の防止措置の状況	(ハ)検査方法	
目視又は触診により確認する。		目視により確認する。	(ニ)判定基準	
取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。		建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二百二十九条の二の六第二項第三号の規定に適合しないこと。		

換気設備が設けられた居室（気設備を設けるべき理由を除く）

(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

状況	各室の給気口及び排気口の設置位置	給気口、排気口及び居室内の空気の取り入れ口の取付けの状況	風道の取付けの状況	風道の材質	給気機及び排気機の設置の状況	換気扇による換
	気流検知器等を用いて目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
	著しく局部的な空気の流れが生じていること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。	令第二百二十九条の二の六第二項第五号の規定に適合しないこと。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	外気の流れにより著しく

		(九)	
		機械換気設備（中央管理方式の空気の性能を含む。）	
		各系統の換気量	気の状態
外気を取り入れる風道の同一断面から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する（風速の測定が困難な場合にあつては、在室者がほぼ設計定員の状態において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法により確認する。）。 $V = 3600 \times A$ この式において、V、A及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 換気量（単位：一時間につき立方メートル） A 平均風速（単位：一秒につきメートル）		令第二十条の二第一号ロの規定に適合しないこと。ただし、風速の測定が困難な場合において、在室者がほぼ設計定員において、還気の二酸化炭素含有率又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差を検知管法により確認した場合にあつては、還気の二酸化炭素含有率が百万分の千以上あること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が百万分の六百五十以上あること。	

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	
空気調和設備の主要機器及び配管の外観				
空気調和設備の 運転の状況	空気調和設備及び 配管の劣化及び 損傷の状況	空気調和設備の 設置の状況	中央管理方式に よる制御及び作 動状態の監視の 状況	
目視又は触診により確認 する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認 する。	作動の状況を確認する。	位 一時間に つき立方メー トル ー ただし、前回の検査以降 に同等の方法で実施した 検査の記録がある場合に あっては、当該記録によ り確認することにより 確認することにより
運転時に異常な音、異常 な振動又は異常な発熱が あること。	空気調和機器又は配管に 変形、破損又は著しい腐 食があること。	取付けが堅固でないこと 又は著しい腐食、損傷等 があること。	中央管理室において制御 又は作動の状況を確認で きないこと。	

(十八)	(十七)	(十六)	(十五)
中央管理方式の空気調和設備			
空調設備の性能			
各室の相対湿度	各室の温度	冷却塔と建築物の他の部分との 離隔距離	空気ろ過器の点 検口
居室の中央付近において湿度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合に	居室の中央付近において温度計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	目視により確認するとともに、必要に応じ鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。
令第二百二十九条の二の六第三項の表(五)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(四)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の七第二号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十二号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。

(十一)	(十二)	(十三)	

各室の浮遊粉じん量	各室の一酸化炭素含有率	各室の二酸化炭素含有率	
あつては、当該記録により確認することと足りる。 居室の中央付近において粉じん計により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することと足りる。	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することと足りる。	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することと足りる。	
令第二百二十九条の二の六第三項の表(一)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(二)項の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の六第三項の表(三)項の規定に適合しないこと。	

二 換 気 設 備 を 設 置				
	(一)	(二十三)	(二十二)	
自然換気設備及び 機械換気設備				
排気筒、排気フ ード及び煙突の 材質		各室の吹き出し 空気の分配の状 況	各室の気流	
目視又は触診により確認 する。		気流検知器等を用いて目 視により確認する。ただ し、前回の検査以降に同 等の方法で実施した検査 の記録がある場合に、あ つては、当該記録により確 認することである。	居室の中央付近において 風速計により測定する。 ただし、前回の検査以降 に同等の方法で実施した 検査の記録がある場合に あつては、当該記録によ り確認することである。	施した検査の記録がある 場合に、当該記録により 確認することである。
不燃材でないこと。		著しく局部的な空気の流 れが生じていること。	令第二百二十九条の二の六 第三項の表(六)項の規定に 適合しないこと。	

ける
べき
調理
室等

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)
-----	-----	-----	-----	-----	-----

排気筒及び煙突 と可燃物、電線	排気筒及び煙突 の断熱の状況	給気口、給気筒、 排気口、排気筒、 排気フード及び煙突の 設置の状況	給気口、排気口 及び排気フード の位置	給気口、給気筒、 排気口、排気筒、 排気フード及び煙突の 大きさ	排気筒、排気フード 及び煙突の 取付けの状況
目視により確認すると 必要に応じて鋼製	目視又は触診により確認 する。	目視又は触診により確認 する。	目視により確認すると 必要に応じて鋼製 巻尺等により測定する。	目視により確認すると 必要に応じて鋼製 巻尺等により測定する。	目視又は触診により確認 する。
令第百十五条第一項第三 号又は第二項の規定に適	断熱材が脱落又は損傷し ていること。	鳥の巣等により給排気が 妨げられていること。	令第二十條の三第二項第 一号イ(1)又は(2)の規定に 適合しないこと。	令第二十條の三第二項第 一号イ(3)、(4)、(6)又は(7) の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと 又は著しい腐食、損傷等 があること。

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)
		機械換気設備		自然換気設備	
等との離隔距離	煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	煙突の先端の立ち上がりの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）	排気筒に設ける防火ダンパーの設置の状況	換気扇による換気の状況	機械換気設備の換気量
巻尺等により測定する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する	目視により確認する	排気口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換
合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四号又は第三号の規定に適合しないこと。	令第百十五号第一項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四号の規定に適合しないこと。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていないこと。	令第二十号の三第二項第一号イ又は昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第三の規定に適合し

三 法 第 十 八 条	
(一)	
防 火 ダン パー 等	
防 火 ダン パー の 設 置 の 状 況	
設計図書等により確認するとともに、目視により確認する。	気量を算出する。 $V = 3600VA$ この式において、V、V及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。 V 排気量（単位：一時間につき立方メートル） V 平均風速（単位：一秒につきメートル） A 開口断面積（単位：平方メートル） ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。
令第百十二条第十六項の規定に適合しないこと。	ないこと。

第二項又は第三項に基づき設置がけられ居る等

(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
防火ダンパーの点検口の有無及び大きさを並びに検査口の有無	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第三の規定に適合しないこと。
防火ダンパーの温度ヒューズの	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第二の規定に適合しないこと。
連動型防火ダン	目視により確認すると	煙感知器又は熱煙複合式

別表第二

令 第一				
(一)			(九)	
機 排煙 観 排煙機の外	(イ) 検査項目			
状況 排煙機の設置の	(ロ) 検査事項	パールの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	
目視又は触診により確認する。	(ハ) 検査方法	もに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認すること	
基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐	(ニ) 判定基準	感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第二第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。	感知器と連動して作動しないこと。	

百三十二条第三項第一号に規定する付室令第二百九条の三第三項に規定する降ろし令第二百六条

(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	--

排煙機の性能							
電源を必要とす	作動の状況	排煙口の開放と連動起動の状況	屋外に設置された煙排口への雨水等の防止措置の状況	煙排口の周囲の状況	煙排口の設置の状況	排煙風道との接続の状況	
予備電源により作動の状況	聴診又は触診により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
予備電源により作動しない	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常音又は異常な振動があること。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。	浸入した雨水等を排出できないこと。	煙の排出を妨げる障害物があること。	排出された煙により他への影響のおそれがあること。	接続部に破損又は変形があること。	食があること。

(十二)	(十一)	(十)	
その他			
機械排煙設備の排煙口の外観			
排煙口の周囲の	排煙口の位置	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとで足りる。
排煙口の周囲に開放を妨	平成十二年建設省告示第千四百三十六号第二号又は令第二百二十六条の第三項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の第二項又は第二百二十九条の第二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性不能又は全館避難安全性不能又は全館避難安全性不能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	
------	------	------	------	------	--

機械排煙設備の性能					
状況	排煙口の取付けの状況	手動開放装置の設置の状況	手動開放装置操作方法の表示の状況	手動開放装置による開放の状況	排煙口の開放の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視又は聴診により確認
げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に障害物があり操作できないこと。	令第二百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の二の二は第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。	常時閉鎖状態を保持し開

(十八)	
状況	排煙口の排煙風量
する。	排煙口の同一断面内から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q = 0.61 A V_m$ この式において、Q、A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量（単位：一分につき立方メートル） A 排煙口面積（単位：平方メートル） V_m 平均風速（単位：一秒につきメートル） ただし、前回の検査以降
放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。	令第二百二十六条の第三項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の第二項又は第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(十二)	(十一)	(十)	(九)	
機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く）				
排煙風道の取付けの状況	排煙風道の劣化及び損傷の状況	煙感知器による作動の状況	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。	作動の状況を確認する。	に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することである。
接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損が	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること	排煙口が連動して開放しないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	

	(二十三)	(二十四)
排煙風道の材質	防火区画及び防 煙壁の貫通措置 の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	
令第二百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	あること。

(二十五)	(二十六)	(二十七)	(二十八)
-------	-------	-------	-------

防火ダンパ			
排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	断熱材に欠落又は損傷があること又は令第二百二十六条の三第一項第七号で準用する令第一百十五条第一項第三号イ(2)の規定に適合しないこと(ただし、令第二百二十九条の第二項又は令第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。)	。取付けが堅固であること
防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。		
防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。		

(二十九)	(三十)	(三十一)

防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	防火ダンパーの温度ヒューズの	壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況（防火ダンパーが令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。）
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
天井、壁等に一边の長さが四十五センチメートル以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていること。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。

(三十二)	(三十三)	(三十四)
特殊な構造の排煙設備及び排煙口及び給気口の外観		
連動型防火ダンプの熱感知器の位置	連動型防火ダンプの熱感知器との連動の状況	排煙口及び給気口の大きさ及び位置
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合において、当該記録により確認することである。	目視により確認する。
昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第二二号ロ(2)の規定に適合しないこと。	感知器と連動して作動しないこと。	平成十二年建設省告示第四百三十七号第一号ロ又はハ及び第二号ロ又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(三十九)	(三十八)	(三十七)	(三十六)	(三十五)
-------	-------	-------	-------	-------

特殊な構造				
排煙口の排煙風	排煙口及び給気口の周囲の状況	排煙口及び給気口の取付けの状況	手動開放装置の設置の状況	手動開放装置の作方法の表示の状況
排煙口の同一断面内から	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
令第二百二十六条の三第	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	周囲に障害物があり操作できないこと。	令第二百二十六条の三第一項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

の排煙設備
の排煙口の
性能の量

五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。

$$Q = 0.004V_m A$$

この式において、 Q 、 A 及び V_m は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q 排煙風量（単位：一分につき立方メートル）

A 排煙口面積（単位：平方メートル）

V_m 平均風速（単位：一秒につきメートル）

ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。

二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては計算書による風量に満たないこと。

(四十三)	(四十二)	(四十一)	(四十)
特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）			
給気風道の材質	給気風道の劣化及び損傷の状況	煙感知器による作動の状況	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	発煙試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合においては、当該記録により確認することとする。	作動の状況を確認する。
令第百二十六条の三第三項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二第二項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。	排煙口が連動して開放しないこと。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

(四十六)	(四十五)	(四十四)	

特殊な構造 の排煙設備 の給気送風			
給気送風機 の設置状況	防火区画及び防 煙壁の貫通措置 の状況	給気風道の取付 けの状況	
目視又は触診により確認 する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認 する。	
基礎架台の取付けが堅 固でないこと又は著し い腐食、損傷等がある	令第二百二十六条の三第 一項第七号の規定に適 合しないこと。ただし 、令第二百二十九条の二 第一項又は第二百十九 条の二の二第一項の規 定が適用され、かつ、 階避難安全性能又は全 館避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行わ れていない場合を除く 。	接続部及び吊りボルト の取付けが堅固でない こと又は変形若しくは 破損があること。	館避難安全性能に影響 を及ぼす修繕等が行わ れていない場合を除く 。

(五十)	(四十九)	(四十八)	(四十七)
------	-------	-------	-------

機の外観		特殊な構造 の排煙設備 の給気送風 機の性能	
給気風道との接 続の状況	排煙口の開放と 連動起動の状況	作動の状況	電源を必要とする 排煙設備給気 送風機の予備電
目視により確認する。	作動の状況を確認する。	聴診又は触診により確認 する。	予備電源により作動の状 況を確認する。
こと。 接続部に空気漏れ、破 損又は変形があること。	令第二百二十六条の三第 二項の規定に適合しな いこと。ただし、令第 百二十九条の二第一項 又は第二百二十九条の二 の二第一項の規定が適 用され、かつ、階避難 安全性能又は全館避難 安全性能に影響を及ぼ す修繕等が行われてい ない場合を除く。	送風機の運転時の電動 機又は送風機に異常音 又は異常振動があるこ と。	予備電源により作動し ないこと。

		(五十一)
給気送風機の排煙風量	源による作動の状況	排煙口の同一断面から五箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき三十秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AV_m$ この式において、Q、A及びV_mは、それぞれの数値を表すものとする。 Q 排煙風量（単位：一分につき立方メートル） A 排煙口面積（単位：平方メートル） V_m 平均風速（単位：一秒につきメートル） ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した
令第百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。ただし、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては計算書による風量に満たないこと。		

二					
(一)	(五十五)	(五十四)	(五十三)	(五十二)	
特別避難階段の付					
	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口				
排煙機、排煙口	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	吸込口の周囲の状況	吸込口の設置位置	中央管理方式による制御及び作動状態の監視の状況	
作動の状況を確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することでする。
連動して作動しないこと	浸入した雨水等を排出できないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	

令三 第	降る定に三三三の九二第、付する規定に ーロ乗す規項第の十条十百令室る定に	条第十三 百二令第
(一)		(二)
可動防煙壁		室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口
手動降下装置の作動の状況		及び給気口の作動の状況 給気口の周囲の状況
作動の状況を確認する。		目視により確認する。
片手で容易に操作できないこと。		と。 周囲に給気を妨げる障害物があること。

電 予 四 源 備		室 る 定 に 一 二 条 十 百 等 居 す 規 項 第 の 六 二					
(二)	(一)	(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	
置 電 用 自 家 装 装 装							
装 置 の 外 観 自 家 用 発 電							
量 発 電 機 の 発 電 容	自 家 用 発 電 機 室 の 防 火 区 画 貫 通 措 置 の 状 況	中 央 管 理 方 式 に よ る 制 御 及 び 作 動 状 態 の 監 視 の 状 況	可 動 防 煙 壁 の 防 煙 区 画	可 動 防 煙 壁 の 材 質	煙 感 知 器 に よ る 連 動 の 状 況	手 動 降 下 装 置 に よ る 連 動 の 状 況	
設 計 図 書 等 に よ り 確 認 す る と と も に 、 防 災 設 備 の 容 量 を 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	作 動 の 状 況 を 確 認 す る。	
防 災 設 備 の 出 力 容 量 に 比 し て 予 備 電 源 の 発 電 容 量 が 小 さ く 、 三 十 分 以 上 運	電 気 配 線 及 び 換 気 風 道 等 の 防 火 区 画 貫 通 措 置 に 欠 損 又 は 脱 落 が あ る こ と。	中 央 管 理 室 に お い て 制 御 又 は 作 動 の 状 況 を 確 認 で き な い こ と。	脱 落 又 は 欠 損 が あ り 煙 の 流 動 を 妨 げ る 効 果 が な い こ と。	不 燃 材 料 で な い こ と。	連 動 し て 作 動 し な い こ と。	連 動 し て 作 動 し な い こ と。	

	(五)	(四)	(三)

発電機及び原動機の状況	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	空気槽の圧力	
目視又は触診により確認する。	目視により確認する。	圧力計を目視により確認するとともに、聴診により確認する。	
端子部の締め付けが堅固でないこと、計器盤若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず三十分間以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で二・二から二・九メガパスカル、低圧側で〇・七から一・〇メガパスカルに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。	転できないこと。

(十二)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
------	-----	-----	-----	-----	-----

セル始動用蓄電池の電解液及び電気ケーブルの接続の状況	燃料及び冷却水の漏洩の状況	自家用発電装置の取付けの状況	屋内設置の場合の給排気の状況	接地線の接続の状況	絶縁抵抗
電解液を目視により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認するとともに、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	絶縁抵抗計により測定する。
電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液等があること。	配管類の接続部等に漏洩等があること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	給排気が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省

	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	(十二)
					自家用発電装置の性能
	電源の切替えの状況	始動及び停止の状況	運転の状況	排気の状態	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況
	作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	目視、聴診又は触診により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。
令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十八条の規定値を下回っていること。	予備電源への切り替えができないこと。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。	運転中に異常音、異常な振動等があること。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	運転中に異常音又は異常振動があること。

(十七)	(十八)	(十九)	(二十)
エンジンの直結 煙排機			
直結エンジンの 外観			
計器類及びランプ 類の指示及び 点灯の状況	直結エンジンの 設置の状況	燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	セル始動用蓄電 池の電解液及び 電気ケーブルの 接続の状況
目視により確認する。	目視又は触診により確認 する。	目視により確認する。	電解液を目視により確認 するとともに、蓄電池電 圧を電圧計により測定す る。
発電機盤、自動制御盤等 の計器類、スイッチ類等 に指示不良若しくは損傷 があること又は運転表示 ランプ類が点灯しないこ と。	据付けが堅固でないこと 、アンカーボルト等に著 しい腐食があること又は 換気が十分でないこと。	燃料タンク若しくは冷却 水槽の貯蔵量が足りず三 十分間以上運転できない こと又は潤滑油が機器に 表示された適正な範囲に ないこと。	電圧が定格電圧以下であ ること、電解液量が機器 に表示された適正量より 少ないこと又は電気ケー ブルとの接続部に緩み、 漏液等があること。

(二十六)	(二十五)	(二十四)	(二十三)	(二十二)	(二十一)
-------	-------	-------	-------	-------	-------

直結エンジンの性能					
運転の状況	始動及び停止の状況	絶縁抵抗	接地線の接続の状況	Vベルト	給気管及び排気管の取付けの状況
聴診、触診又は目視により確認する。	目視により確認する。	絶縁抵抗計により測定する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
運転中に異常音、異常な振動等があること。	正常に作動若しくは停止できないこと又は排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を下回っていること。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。	変形、損傷、き裂等があること。

別表第三

二電池内蔵形の蓄電池、電池の別形 の置源		一照明器具	
(二)	(一)	(一)	
予備電源		非常用の照明器具	(イ) 検査項目
予備電源の性能	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況	使用電球、ランプ等	(ロ) 検査事項
点灯時間を確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	(ハ) 検査方法
昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第三号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三第二号の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第一イ、ロ、ハ又は二の規定に適合しないこと。	(ニ) 判定基準

(二十七)	
計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	
目視により確認する。	
制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。	

蓄電池及び家庭用電源の別形		蓄電池及び家庭用電源の設置			
(二)	(一)	(五)	(四)	(三)	
	配線	配線	分電盤	照度	
電気回路の接続の状況	照明器具の取り付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配電管等の防火区画の貫通措置の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	非常用電源分岐回路の表示の状況	照度の状況	
目視により確認するとともに、必要に応じて回路	目視により確認する。	目視又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。	
昭和四十五年建設省第八百三十号第二の規定に	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第二の規定に適合しないこと。	令第一百二十二条第十五項又は第二百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。	昭和四十五年建設省告示第八百三十号第四の規定に適合しないこと。	

電 池	装 置				
	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)
配線及び充電ランプ	切替回路				
充電ランプの点灯の状況	接続部（ただし幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	充電ランプの点灯の状況
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動までの時間を確認する。	目視により確認する。
点滅スイッチが点灯しても充電ランプが点灯しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第二の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省第千八百三十号第四の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。	昭和四十五年建設省告示第千八百三十号第三の規定に適合しないこと。	点滅スイッチが点灯しても充電ランプが点灯しないこと。

五 電 別 形 蓄 池 源 の 置 電						池 蓄 形 内 電 の 蔵	
(六)	(五)	(四)	(三)	(二)	(一)	(二)	
池 蓄 電							
能 蓄 電池の性			外 蓄 観 電池室の				
電 解 液 の 温 度	電 解 液 比 重	電 圧	蓄 電 池 の 設 置 の 状 況	換 気 の 状 況	蓄 電 池 室 の 防 火 区 画 等 の 貫 通 措 置 の 状 況	誘 導 灯 及 び 非 常 用 照 明 兼 用 器 具 の 専 用 回 路 の 確 保 の 状 況	
温 度 計 に よ り 測 定 す る。	比 重 計 に よ り 測 定 す る。	電 圧 計 に よ り 測 定 す る。	目 視 又 は 触 診 に よ り 確 認 す る。	温 度 計 に よ り 測 定 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	目 視 に よ り 確 認 す る。	
電 解 液 の 温 度 が 摂 氏 四 十 五 度 を 超 え て い る こ と。	電 解 液 比 重 が 適 正 で な い こ と。	電 圧 が 正 常 で な い こ と。	変 形 、 損 傷 、 腐 食 、 液 漏 れ 等 が あ る こ と。	室 温 が 摂 氏 四 十 度 を 超 え て い る こ と。	令 第 百 十 二 条 第 十 五 項 若 し く は 第 十 六 項 又 は 令 第 百 二 十 九 条 の 二 の 五 第 一 項 第 七 号 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	昭 和 四 十 五 年 建 設 省 告 示 第 千 八 百 三 十 号 第 二 の 規 定 に 適 合 し な い こ と。	い こ と。

六 自家発電装置				
(二)	(二)	(一)	(八)	(七)
自家発電装置				
自家用発電装置の外観			充電器	
発電機及び原動機 の状況	発電機の発電容量	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	キュービクルの取付けの状況	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況
目視又は触診により確認する。	予備電源の容量を確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視により確認する。
端子部の締付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を三十分以上運転できないこと。	令第一百十二条第十五項若しくは第十六項又は令第一百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。	取付けが堅固でないこと。	令第一百十二条第十五項若しくは第十六項又は令第一百二十九条の二の五第一項第七号の規定に適合しないこと。

	(六)	(五)	(四)

燃料油、潤滑油 及び冷却水の状 況	空気槽の圧力	セル始動用蓄電 池の電解液及び 電気ケーブルの 接続の状況
目視により確認する。	圧力計を目視により確認 するとともに、聴診によ り確認する。	電解液を目視により確認 し及び蓄電池電圧を電圧 計により測定する。
燃料タンク若しくは冷却 水槽の貯蔵量が少なく三 十分以上運転できないこ と又は潤滑油が機器に表 示された適正な範囲内に ないこと。	空気槽の自動充気圧力が 、高圧側で二・二から二 ・九メガパスカル、低圧 側で〇・七から一・〇メ ガパスカルに維持されて いないこと又は圧力が低 下しても警報を発しない こと。	電圧が定格電圧以下であ ること、電解液量が機器 に表示された適正量より 少ないこと又は電気ケー ブルとの接続部に緩み、 漏液等があること。

(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)
-----	-----	-----	-----	------	------

燃料及び冷却水の漏洩の状況	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	自家用発電装置の取付けの状況	給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）	接地線の接続の状況	絶縁抵抗
目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	温度計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	目視により確認する。	絶縁抵抗計により測定する。
配管の接続部等に漏洩等があること。	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏四十度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。	接続部に緩み又は著しい腐食があること。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第五十八条の規定値を

別表第四

(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	(十三)	
自家用発電装置の性能					
電源の切替えの状況	始動及び停止の状況	音、振動等の状況	排気の状態	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	
作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。	聴診、触診又は目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	
非常電源への切り替えができないこと。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から四十秒以内に確立しないこと。	異常音、異常振動等があること。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。	運転時に異常音、異常な振動等があること。	下回っていること。

飲料用の配管設備及び排水設備						
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	
飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）						(イ) 検査項目
配管の取付けの状況	配管の腐食及び漏水の状況	配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	継手類の取付けの状況	保温措置の状況	防火区画等の貫	(ロ) 検査事項
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	(ハ) 検査方法
平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号の規定に適合しないこと。	配管に腐食又は漏水があること。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第二号の規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第三号の規定に適合しないこと。	令百二十九条の二の五第一項第五号又は第二項第四号の規定に適合しないこと。	令百二十九条の二の五第	(ニ) 判定基準

(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	
------	------	-----	-----	-----	-----	--

通措置の状況	配管の支持金物	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	止水弁の設置の状況	ウォーターハンマーの防止措置の状況	給湯管及び膨張管の設置の状況
	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
一項第二号又は第七号イの規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第一号又は第四号の規定に適合しないこと。	令百二十九条の二の五第二項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号ロの規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号イの規定に適合しないこと。	平成十二年建設省告示第千三百八十八号第四第四号の規定に適合しないこと。

二 飲料水の配管設備						
(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	
飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ						
給水タンク等の設置の状況	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	給水用圧力タンクの安全装置の状況	給水ポンプの運転の状況	給水タンク及び	
目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	作動の状況を確認する。	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	目視又は触診により確認	
昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第二号イ又はロの規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第一第一号又は第二号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の五第二項第五号の規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の五第一項第四号の規定に適合しないこと。	運転中に異常音、異常振動等があること又は定格水圧がないこと。	平成十二年建設省告示第	と。

排水設備					
(二)	(一)	(九)	(八)	(七)	
	排水槽			給湯設備（循環ポンプを含む。）	
排水槽の通気の	排水槽のマンホールの大きさ	電気給湯器の取付けの状況	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	ガス湯沸器の取付けの状況	ポンプ等の取付けの状況
目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定すること。	目視により確認する。	目視又は触診により確認する。	目視又は触診により確認する。	する。
昭和五十年建設省告示第	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二二号口の規定に適合しないこと。	本体に腐食、漏水等があること。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第二号又は第三号の規定に適合しないこと若しくは腐食、漏水等があること。	引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること又は本体に腐食若しくは漏水があること。	千三百八十八号第一又は第二の規定に適合しないこと。

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)	
			排水再利用配管設備（中水道を含む）。		
配管の標識等	雑用水給水栓の表示の状況	雑用水の用途	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	排水漏れの状況	状況
目視により確認する。	目視により確認する。	雑用水に着色し、目視により確認する。	作動の状況を確認する。	目視により確認する。	
昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号口の規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ニの規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の五第二項第一号又は昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第六号ハの規定に適合しないこと。	昭和四十四年建設省告示第千七百三十号第三第三号又は第四号の規定に適合しないこと。	漏れがあること。	千五百九十七号第二第二号ホの規定に適合しないこと。

(十三)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	
その他						
排水管	阻集器	排水トラップ	衛生器具			
公共下水道等への接続の状況	阻集器の構造、機能及び設置の状況	排水トラップの取付けの状況	衛生器具の取付けの状況	消毒装置	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	
目視により確認する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	
令第二百二十九条の二の五第三項第三号の規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イ、ロ、ニ又はホの規定に適合しないこと。	令第二百二十九条の二の五第二項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	

(十九)	(十八)	(十七)	(十六)	(十五)	(十四)	
------	------	------	------	------	------	--

雨水排水立て管の接続の状況	排水の状況	掃除口の取付けの状況	雨水系統との接続の状況	通気管の状況	通気開口部の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。	目視又は嗅診により確認する。	目視により確認する。	
昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号ハの規定に適合しないこと。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第一号イの規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第三号イの規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第千五百九十七号第二第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと。	昭和五十年建設省告示第	合しないこと。

(二)	
間 接 排 水 の 状 況	況
目 視 に よ り 確 認 す る。	
昭和五十年建設省告示第 千五百九十七号第二第一 号ロの規定に適合しない こと又は損傷があること 。	千五百九十七号第二第五 号ハの規定に適合しない こと。